

1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題」であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解できるよう職員研修等を行う。

(1) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

(2) 本校の児童生徒の実態に鑑みて

本校児童生徒の実態から、いじめ態様の事象が必ずしも相手に心身的な苦痛を与えようとすることを意図してではなく、障害特性に起因しての行動と認識できる事象もあるという点に十分留意する。また、重症心身障害児者病棟に入所している児童生徒における生活指導については、その実態に鑑み、心身の状態等病院との連携を密にする。

4 いじめの防止等の本校での取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

①いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。

②委員会の構成員は次の通りとする

* 校長、教頭、学部長、児童生徒指導部長、研修部人権教育担当、(当該担任)
養護教諭、外部専門委員(学校医)

③委員会は次のような役割を担う

- * 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・改善の中核となる役割
 - * いじめの相談・通報の窓口としての役割（窓口としての役割は、担任が担う）
 - * いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - * いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を図る役割
 - * 関係のある児童生徒の担任と連携し、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、などの対応を組織的に実施するため、指導体制の中核としての役割等
- ※なお、いじめに関しての相談窓口や事実関係の確認、指導や保護者との連携等は担任、及び校内の構成員を中心に行い、外部専門委員については、必要に応じて出席をを求めるものとする。また、委員会においての論議の経過、及び確認された今後の対応方針等について、適宜、職員会議で報告しすべての職員の論議のもとすすめていく。

(2) 未然防止

①すべての教職員の共通理解・資質能力の向上

- * 年度当初に、児童生徒の障害特性などの実態把握に基づき、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、指導上の留意点等について全職員の共通理解を図る。全ての教職員がいじめの防止等に取り組みする資質能力を身につけられるよう、校内研修を行う。また、学部により児童生徒の障害実態に隔たりがある本校の現状に鑑み、児童生徒の実態把握を全教職員の共通理解とできるよう日常的に情報交換を行う。

②日常的な関わり

- * 小規模校である本校の特性をいかし、個々の児童生徒の実態把握を行い障害特性を十分理解したうえで、学校生活全般を通じて日常的な関わりを大切に、行動及び心理状況に目を配る。

③人権教育及び体験活動等の充実

- * かけがえない自他の生命や人権を尊重する心を育成するため、自立活動や道徳の時間はもとより、教育活動全体を通じて人権教育の充実を図る。また、体験活動等を通じ、他者と深く関わる経験を重ねる中で、自己を見つめる力や社会性を豊かにし、よりよい人間関係を構築する力を養う。

④学級活動や生徒会活動の充実

- * 学級活動や生徒会活動等で、自分の意見や考えを発表したり、集団として合意形成したことを実践するなど自治能力を高め、児童生徒が自ら計画し実行できる自主的・自発的な力を育てる。さらに、取組を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力や達成感や充実感、自己肯定感等の育成を図る。

⑤授業改善の推進

- * 個々の児童生徒の障害特性などの実態把握を行い、一人ひとりを大切に、児童生徒にわかる喜び、できる喜びなどの実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行う。

⑥開かれた学校づくり

- * 本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTAや学校運営協議会、本校児童生徒が関係する福祉関係者や医療関係者と定期的に情報交換するなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを構築する。

⑦インターネット上のいじめの防止

*授業だけではなく、外部講師等を招き、児童生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等の協力を呼び掛ける。

⑧安心・安全な環境づくり

児童生徒の心理状況や身体状況、人間関係等に目を配り、変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、児童生徒とゆっくり向き合う時間を確保するなど、安心して相談できる体制を確立する。また、児童生徒からの訴えや情報の守秘と安全を保障し、児童生徒の命を最優先にし、いじめ対応を後回しにしないという原則を遵守する。

(3) 早期発見・早期対応

<早期発見>

①いじめアンケートの実施

*いじめアンケート及び個別面談等を学期に一度実施する。実施にあたっては、児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。(学級担任が行うことを原則とし、「無記名」で実施し、回答の時間を十分に確保する。また、質問項目にはルビをうつなどの配慮も行う。)学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学部主事や生徒指導部長等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。その後、保護者の了解のもと該当生徒に対して聞き取りを行う。

②相談体制の充実

*定期的に個人面談や保護者を交えた三者面談、家庭訪問などを実施し、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。

<早期対応>

①安全確保

*いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

②事実確認

*いじめを認知した場合や、児童生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③指導・支援・助言

*いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、該当生徒の担任を中心に複数の教職員等によって、いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導、又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

④情報提供

*事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に報告する。

⑤本校の児童生徒の実態から

*本校の児童生徒の実態から、他者の体に触れるなどの行為がいじめを意図してではなく障害特性に起因する行為であったとしても、事実関係を確認したうえで適切な対応をとる。

＜関係機関との連携＞

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、障害特性に留意するなど教育的な配慮のもと、早期に児童相談所や警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し連携した対応をとる。なお、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、福祉関係者や医療関係者など関係機関との情報交換を適宜行う。

＜インターネット上のいじめへの対応＞

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者の了解のもと、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

（４）家庭・病院・地域との連携

懇談会や学校行事、学校開放等を通じて保護者や病院、地域住民との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、個別懇談等の機会に情報交換を行う。

（５）継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会や学部会等を通じたケース会議を定期的に行い、児童生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己肯定感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った児童生徒については、障害特性に十分留意し、その行動の背景にある要因やストレス等を軽減できるよう支援するとともに、当該児童生徒の保護者との連携のもと、家庭での様子を継続的に把握する。

（６）取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

（１）重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）重大事態の調査の実施と結果の提供

- ①重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ②いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ③調査の際、アンケートや面談を実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ④調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。